

奈良県社会福祉総合センター条例（平成五年十月奈良県条例第十号）第十条第二項に規定する奈良県社会福祉総合センターの利用料金の額で令和元年十月一日以降の利用に係るものを次のとおり承認しました。

令和元年九月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 施設の利用料金

入場最高額が	土曜、日	その他	その日	場合	収しない	料金を徴	に類する	の他これ	入場料そ	大ホ	施設	区分	利用料金				
														日	日	日	日
六〇	一三、	〇〇円	九、二				円	六〇	一三、			午前（					
二三〇	二七、	円 四三〇	一八、				円	二三〇	二七、			午後（					
八四〇	四〇、	円 六三〇	二七、				円	八四〇	四〇、			午前・					
〇四〇	二三、	円 九一〇	一五、				円	〇四〇	二三、			夜間（					
二七〇	五〇、	円 三四〇	三四、				円	二七〇	五〇、			午後・					
八八〇	六三、	円 五四〇	四三、				円	八八〇	六三、			全日（					
その	場	入	金	用	の	利	場	す	利	た	等	の	練	習	準	備	考

第二 會議 室	第一 會議 室	中 會 議 室	大 會 議 室					
				以下 の 場 合		合 計		
				三、 〇〇 〇円	最 高 額 が	〇 〇 〇円	〇 〇 〇円	
				日 休 び	日 及 日	日 曜 日	土 曜 日	
五〇一、一 円	五〇一、一 円	五〇三、四 円	〇〇四、五 円	二五、 一三〇	四七、 一四〇	七二、 二七〇	三九、 八〇〇	一〇四、 一三、五
六〇一、五 円	六〇一、五 円	一〇四、八 円	八〇六、四 円	九八、 一〇〇	〇七、 一〇〇	五七、 一〇〇	一〇四、 一三、五	一〇四、 一三、五
一〇二、七 円	一〇二、七 円	六〇八、二 円	九八、 一〇〇	〇七、 一〇〇	五七、 一〇〇	一〇四、 一三、五	一〇四、 一三、五	一〇四、 一三、五
五〇一、一 円	五〇一、一 円	六〇二、七 円	九〇三、五 円	〇七、 一〇〇	五七、 一〇〇	一〇四、 一三、五	一〇四、 一三、五	一〇四、 一三、五
一〇二、七 円	一〇二、七 円	七〇七、五 円	〇七、 一〇〇	五七、 一〇〇	一〇四、 一三、五	一〇四、 一三、五	一〇四、 一三、五	一〇四、 一三、五
六〇三、八 円	六〇三、八 円	〇二〇、 一一、	五七〇、 一四、	〇七、 一〇〇	五七、 一〇〇	一〇四、 一三、五	一〇四、 一三、五	一〇四、 一三、五

室 C 研修	室 B 研修	室 A 研修	室 会議 第三
〇〇円 四、五	二〇円 五、〇	一〇円 二、七	五〇円 一、三
八〇円 八、四	一〇円 七、〇	七〇円 三、八	八〇円 一、八
円 九八〇 一〇、	円 〇三〇 一二、	八〇円 六、五	三〇円 三、二
九〇円 九、三、五	一〇円 一四、〇	六〇円 二、一	五〇円 一、三
円 〇七〇 一〇、	円 〇二〇 一一、	三〇円 六、〇	三〇円 三、二
円 五七〇 一四、	円 〇四〇 一六、	四〇円 八、七	八〇円 四、五

注 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。

二 設備等の利用料金

舞台設備				区分
しきしり	司会用卓子	花台	演台	設備等の名称
一台	一卓	一卓	一卓	単位
五〇円	二〇〇円	一〇〇円	四一〇円	利用料金

音響設備	照明設備													
	カセットテープレコーダー	クセノンピンスポット	ロアホリゾントライト	アッパーホリゾントライト	ボードライト	フットライト	可動客席	金びょうぶ	上敷ござ	毛せん	座布団	平台（山台を含む。）	予備いす	譜面台（一般用）
一台	一台	一列	一列	一列	一列	一式	一隻	一枚	一枚	一枚	一台	一脚	一台	一台
七三〇円	一、五六〇円	四一〇円	六二〇円	六二〇円	五一〇円	五、二三〇円	一、〇三〇円	五〇円	一〇〇円	五〇円	二〇〇円	五〇円	五〇円	二〇〇円

						映写設備																																
コンパクトディスクプレーヤー	一台	七三〇円	ワイヤレスマイク	一チャンネル	二、〇八〇円	コンデンサーマイク	一個	五一〇円	ダイナミックマイク	一個	三〇〇円	マイクスタンド(ブーム型)	一本	二〇〇円	マイクスタンド(床上型)	一本	一〇〇円	マイクスタンド(卓上型)	一本	一〇〇円	三〇〇インチビデオプロジェクター (スクリーン付き)	一台	三一、四二〇円	一〇〇インチビデオプロジェクター (スクリーン付き)	一台	三、八七〇円	ビデオプロジェクター(スクリーン 付き)	一台	三、六六〇円	一六ミリ映写機(スクリーン付き)	一台	三、一三〇円	オーバーヘッドプロジェクター(ス クリーン付き)	一台	一、五六〇円	オーバーヘッドカメラ(スクリーン 付き)	一台	二、〇八〇円

ピアノ						
ノ	ヤマハフルコンサートグランドピアノ	スライドプロジェクター(小)	スライドプロジェクター(大)	SVHSビデオテープレコーダー(二九型ビデオモニター六台付き)	SVHSビデオテープレコーダー(二九型ビデオモニター四台付き)	SVHSビデオテープレコーダー(四三型ビデオモニター付き)
	一台	一台	一台	一台	一台	一台
	七、三三〇円	一、三五〇円	三、〇三〇円	五、七五〇円	五、二三〇円	三、六六〇円

備考 センターの設備等以外の物を利用する場合において、電気等を利用したときは、実費相当額を徴収する。